⑸　退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

積立型制度の退職給付債務	1,908,405,000円
年金資産	1,908,405,000円
積立金制度の未積立退職給付債務	0円
非積立型制度の未積立退職給付債務	2,094,489,484円
小　　計	2,094,489,484円
運営費交付金の財源措置があるため引き当てなかった額	△　1,483,616,893円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	610,872,591円
退職給付引当金	610,872,591円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	610,872,591円

⑹　退職給付に関連する損益

勤務費用	130,494,000円
利息費用	25,111,656円
期待運用収益	△　151,797,240円
数理計算上の差異の費用処理額	582,537,318円
制度加入者からの拠出金	△　9,046,250円
簡便法で計算した退職給付費用	145,555,606円
運営費交付金の財源措置があるため繰入できなかった額	△　491,428,030円
支出時に費用処理した額	
職員の退職一時金	107,054,689円
厚生年金基金掛金拠出額㈱	53,520,819円
支出時に費用処理した額　計	160,575,508円
合　　計	392,002,568円

㈱　厚生年金基金に対する従業員拠出額を控除しております。

⑺　長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び将来の年金資産の配分と、それぞれの資産からの期待される長期の収益率を考慮しております。

⑻　数理計算上の計算基礎に関する事項（厚生年金基金のみ対象）

割引率　0.5％

期待運用収益率　7.2％

7　持分法損益等

⑴　関連会社に対する投資の金額	7,180,567,436円
⑵　持分法を適用した場合の投資の金額	18,446,796,054円
⑶　持分法を適用した場合の投資利益の金額	882,005,136円

8　金融商品関係

⑴　金融商品の状況に関する事項

当法人は、短期的な資金運用については独立行政法人通則法第47条の規定等に基づき、金融機関への定期預金等で行っております。また、１年を超す資金運用については、同規定等に基づき国債・地方債等で行っております。

なお、交付金の支払資金の一時不足となる場合に、主務大臣により認可された借入限度額の範囲内で、金融機関からの借入により資金を調達しております。

⑵　金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注２）参照）。

（単位：百万円）

区　　分	貸借対照表計上額	時　　価	差　　額
⑴　現金及び預金	280,952	280,952	―
⑵　未収金	2,013	2,013	―
⑶　有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券	83,609	88,322	4,712
⑷　短期借入金	(15,200)	(15,200)	(―)
⑸　未払金	(18,614)	(18,614)	(―)

㈱　単位未満を切り捨てて記載しております。

㈱　負債に計上されているものは、（　）で示しております。

（注１）　金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

⑴　現金及び預金、⑵　未収金、⑷　短期借入金、及び⑸　未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑶　有価証券及び投資有価証券

これらの時価については、取引金融機関から提示された価格によっております。なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記は、「５　有価証券関係」を参照下さい。

（注２）　非上場株式（貸借対照表計上額1,745百万円）及び関係会社株式（貸借対照表計上額7,180百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象とはしておりません。また、受入保証金（貸借対照表計上額1,315百万円）については、返還時期の確定が行えないため、将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象とはしておりません。

9　不要財産に係る国庫納付

区　　分	内　　容	
⑴　不要財産として国庫納付等を行った資産の種類、帳簿価額等の概要	①　資産の種類 畜産業振興資金 （畜産自給力強化緊急支援事業） ②　帳簿価額 973,490,072円	①　資産の種類 畜産業振興資金 （肉用牛肥育経営緊急支援事業） ②　帳簿価額 1,165,593,802円
⑵　不要財産となった理由	平成21年度補正予算事業については、交付要綱において残余を国に納付することとなっているため、予め返還金等については国庫納付を行うものとして管理。	平成23年度予算により措置された当該事業については、交付要綱において残余を国に納付することとなっているため、予め返還金等については国庫納付を行うものとして管理。